守屋病院　身体拘束廃止委員会指針

1　総則

本病院は、患者様に安全で快適な医療環境を提供する必要性から、身体拘束必要時の対応について指針を定める。

1－1　基本理念

身体拘束に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から身体拘束を未然に回避しうる能力を強固なものにする事が必要である。これらの取り組みを明確なものとし身体拘束廃止の徹底に取り組む。

1－2　用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

（１） 身体拘束・・・・・・医療の過程において患者様に発生した望ましくない事象。
また、不可効力と思われる事象も含む。

（２） 本院・・・・・・・・守屋病院

（３） 職員・・・・・・・・本院に勤務する医師、看護師、薬剤師、放射線技師、事務職員等
あらゆる職員を含む。

2　身体拘束廃止委員会

（１） 身体拘束廃止委員会の設置

本院内における身体拘束廃止対策を総合的に企画、実施するために、身体拘束廃止委員会を設置する。

（２） 委員会の構成

身体拘束廃止委員会の構成は以下の通りとする。

①院長　②医療安全管理者 ③事務長　④看護師長　⑤管理薬剤師
⑥診療放射線技師　⑦理学療法士　⑧管理栄養士　⑨医事課
⑩営繕・車輛部

（３）委員会に任務

身体拘束廃止委員会の主な任務は、下記のとおりとする。

① 身体拘束廃止委員会（月に１回以上）を医療安全対策委員会時に開催する。

② 身体拘束廃止のための報告で得られた事例の検討、身体拘束防止策の策定及び職員への周知

（４）委員会の運営

身体拘束廃止委員会の運営は、以下のとおりとする。

③ 委員会は医療安全対策委員会と合わせて行う。

④ 本委員会は、定例とする他の委員会等とあわせて開催する事ができる。

3　報告等にもとづく身体拘束廃止に係わる安全確保を目的とした改善方策

（１） 報告にもとづく情報収集

身体拘束を行った事例の報告に基づき情報収集を行う。

① 職員からの報告等

職員は、いずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書式に定める書面により、速やかに報告するものとする。

（ア） 切迫性

＝患者様の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合は、直ちに、身体拘束廃止委員会の委員長へ

（イ） 非代替性

＝身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合は、速やかに、身体拘束廃止委員会の委員長へ

（ウ） 一時性

＝身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合は、適宜、身体拘束廃止委員会の委員長へ報告する。

②報告された情報の取り扱い

委員長、その他の管理的地位にあるものは、報告を行った職員に対して、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

（２） 報告内容に基づく改善策の検討

身体拘束廃止委員会は、前項に基づいて収集された情報を、医療の質の改善に資するよう、以下の目的に活用するものとする。

① すでに発生した身体拘束を行った事例を検討し、その再発防止対策、あるいは身体拘束廃止対策を策定し、職員に周知すること

② 上記①で策定した身体拘束廃止対策が、各部門で確実に実施され、身体拘束廃止、医療の質の改善に効果を上げているかを評価すること

③ 身体拘束最小化チームによる巡回を行い、チームの職員及び病棟の職員と検討会を行う。（年４回　１・４・７・１０月）

４　身体拘束廃止のための研修

身体拘束廃止対策のための研修の実施

身体拘束廃止委員会において作成した研修計画に従い、必要に応じて、全職員を対象とした身体拘束廃止のための研修を実施する。職員は、研修が実施される際には、極力受講するように努めなくてはならない。研修を実施した際には、その概要を記録し、２年間保管する。

（１） 研修の趣旨

研修は、身体拘束廃止の基本的な考え方、具体的な手法等をすべての職員に周知徹底することを通じて、職員個々に身体拘束廃止の意識向上を図るとともに、本施設全体の身体拘束廃止を向上させることを目的とする。

（２） 研修の方法

研修は、本院内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献等の抄読などの方法によって行う。

５　身体拘束廃止発生時の対応

（１） 医療側の過失によるか否かを問わず、患者様に望ましくない身体拘束が生じた場合には、まず、委員長に報告するとともに、可能な限り、本院の総力を結集して、患者様の身体拘

束廃止に全力を尽くす。

（２） 本院としての対応方針の決定

報告を受けた委員長は、対応方針の決定に際し、必要に応じて身体拘束廃止委員会を緊急招集し関係者の意見を聞くことができる。

（３） 患者様・御家族・御遺族への説明

委員長は、身体拘束発生後、可及的速やかに、身体拘束の状況、その見通し等について、患者様本人、御家族等に誠意をもって説明するものとする。また、この説明の事実・内容等を身体拘束に関する説明書・経過観察記録に記入する。

６　その他

（１） 本指針の見直し、改正

身体拘束廃止委員会は、必要に応じて、若しくは法令に準じて、本指針の見直しを議事として取り上げ、検討するものとする。また、本指針の改正は、身体拘束廃止対策委員会の決定により行う。

（２） 本指針の閲覧

本指針は、患者様及びそのご家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

2011 年 4 月 1 日
2011 年 10 月 1 日改訂
2016 年 6 月 15 日改訂
2025 年 12 月 10 日改訂